

2021年2月12日

PGF生命
〔ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル
生命保険株式会社〕

「新型コロナウイルス感染症」に罹患されたお客さまの 災害死亡保険金等のお支払い継続について

2021年2月13日より、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、感染症法といいます。)上の「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」へ位置づけが変更されますが、次ページ以降に記載の災害死亡保険金等のお支払いを継続いたします。

※なお、「新型コロナウイルス感染症」の状況を踏まえるととも、法改正において「新型インフルエンザ等感染症」の対象外になるなど災害保障の概念に適さなくなった場合等には、事前に周知したうえで取り扱いを終了する場合があります。

ご質問につきましては、当社コールセンターまでご連絡いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ等の増加に伴い、コールセンターにつきましては、お電話がつながりにくくなる場合がございます。お客さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

<p>金融機関等を通じてご加入の お客さま専用ダイヤル</p>	<p>旧大和生命でご加入の お客さま専用ダイヤル</p>
<p>通話料 無料 0120-56-2269</p>	<p>通話料 無料 0120-28-2269</p>
<p>受付時間 平日9:00~18:00 土曜9:00~17:00 (日・祝日・12/31~1/3を除く)</p>	<p>受付時間 平日9:00~17:30 (土・日・祝日・12/31~1/3を除く)</p>
<p>保険金のお手続きに関するお問い合わせ 保険金請求専用ダイヤル</p>	
<p>通話料 無料 0120-56-4861</p>	
<p>受付時間 平日9:00~18:00 土曜9:00~17:00 (日・祝日・12/31~1/3を除く)</p>	

2020年4月24日

PGF生命
〔ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル 生命保険株式会社〕

「新型コロナウイルス感染症」に罹患されたお客さまの 災害死亡保険金等の取扱変更について

この度の「新型コロナウイルス感染症」により健康被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社では「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因としてお亡くなりになった場合などは「災害死亡給付特約」「災害割増特約」等（以下、災害死亡給付特約等）における災害死亡保険金等のお支払いの対象とするなどの取扱変更を行いましたので、以下の通りご案内いたします。

●.取扱変更内容

お支払いの対象	取扱内容
<ul style="list-style-type: none">・災害死亡保険金、災害高度障害保険金等の災害に関する保障がある保険・災害死亡給付特約・災害割増特約 等	対象期間中に「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因として死亡・高度障害状態に該当した場合には、災害死亡保険金・災害高度障害保険金等をお支払いいたします。
特別条件が適用されている契約について <ul style="list-style-type: none">・特別条件付保険特約のうち「保険金・給付金削減支払法」等	左記の特別条件が適用されている期間に「新型コロナウイルス感染症」によって保険金・給付金の支払事由に該当した場合には、保険金・給付金の削減を行わずにお支払いいたします。

約款の改定については、【別添】をご覧ください。

注意事項）保険金・給付金等のお支払いにあたっては「新型コロナウイルス感染症」が直接の原因である旨の医師の診断書（会社所定のもの）等のご提出が必要となります。

●.取扱変更日

令和2年4月24日

ただし、これまでに支払事由に該当した場合もお取り扱いいたします。

●その他

本取扱は、すでにご契約いただいている契約を含めて適用しますが、お客さまによる契約変更のお手続きの必要はございません。

また、本取扱に伴う保険料の変更はありません。

●取扱変更の背景

当社では不慮の事故を直接の原因とする死亡・高度障害を保障する商品として災害死亡給付特約等を取り扱っております。これらの商品では「所定の感染症」を不慮の事故と同様とみなして災害死亡保険金等のお支払い対象としております。一方、「新型コロナウイルス感染症」につきましては、約款所定の感染症に規定されていないため災害死亡給付特約等のお支払い対象ではありませんでした。

今般、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき緊急事態宣言が発令されたことなどから、「新型コロナウイルス感染症」を、災害死亡給付特約等のお支払い対象として規定されている約款所定の感染症に含めることとし、上記の通りお取り扱いいたします。

【別添】約款の改定について

感染症について約款別表で定めている商品については、つぎの文言を追加し、「新型コロナウイルス感染症」を保障対象となる感染症に加えます。

「 なお、上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和 2 年政令第 11 号)で定められている新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、以下、同じとします。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および指定感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この限りではありません。 」

また、その他災害関係給付の支払事由等につきましても同様に新型コロナウイルス感染症を含む旨の改定を行っています。